

72. 那覇市議会事務局職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する要綱

平成 30 年 6 月 19 日
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例施行規則(平成 30 年那覇市規則第 7 号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則の施行)

第 2 条 規則の施行については、那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する要綱(平成 30 年 3 月 27 日総務部長決裁)の規定の例による。

付 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。